

令和6年度集団指導 質問事項及び回答

No.	質問事項	回答
1	地域密着型通所介護 入浴介助加算について 「入浴介助に関する研修を継続的に実施する事」とあるが、継続的とは具体的にどのくらいの間隔で実施するのが望ましいのか？	どのくらいの間隔で実施するのが望ましいか、具体的な規定はありません。研修のより適切な実施のために追加されている算定要件であることを踏まえ、従事する職員が入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得や技術の向上のために必要な頻度で継続的に研修を実施していただくようお願いします。
2	地域密着型通所介護 認知症加算について 認知症ケアに関する会議等の定期的な開催の、定期的とは具体的にどのくらいの期間で行う事が望ましいのか？また、会議等を実施した根拠資料としてどのような形式で残すのがよろしいのか？	どのくらいの期間で実施するのが望ましいか、具体的な規定はありませんが、「当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。」の算定要件は、事業所全体での認知症対応力を強化するために新設されていることを踏まえて定期的な実施をしてください。 実施した根拠資料の形式に指定はございませんが、会議を開催した日時、場所、参加者、会議の内容が分かるように記録を残しておいてください。

3	総合事業 訪問型サービスのケアプラン記入例を具体的に示してほしい。(ケアプランのどの欄にどのように記入するのか、統一できるという)	ケアプランの記載のしかたについて名取市の独自の基準は設けておりませんが、サービス内容を記載する欄に、「サービス内容（生活援助のみか、身体介護を含むか）」、「提供時間の見込」が分かるように記載いただくようお願いします。
4	第三者評価の実施の有無を新しく重要事項説明書に掲載する場合、変更同意書の受領は必要か。	重要事項説明書に変更があった場合は、原則文書による同意が必要となります。ただし、利用料金、サービス内容等の変更などのように、サービスを受ける利用者に大きな影響が生じる項目以外は、契約者との協議により同意の方法を決めていただいて構いません。なお、これにより文書による同意が不要との判断に至った場合でも、説明の内容、日時、方法、説明者、説明をした相手などを記録に残してください。

※国からの通知等により、回答内容が変更となることがございますのでご了承ください。